第３節　介護予防に資する取り組みを支援する国の動き

高齢者のうち要支援者・要介護者に対しては、全国各地でインフォーマルなサービスである福祉有償運送や道路運送法上の許可・登録不要の運送といった形で実施されてきたが、そうした取り組みへの財政的な支援を実施している自治体は少ない。交通サービスとも介護サービスとも言い切れない取り組みに対して、全国どこでも実施でき、継続して実施できる支援策は、現状では、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が、数少ない施策と考えられる。

総合事業を活用している移動支援（訪問型サービスＤ等）を導入している市町村（実績がある市町村）は、2020（令和２）年３月末現在、全国で 70 ほどにとどまっており、以下の改正（下線）を受けて、実施市町村が拡大するとともに、自治体・実施主体・利用者のいずれにも意味のある支援がなされることが期待される。

■地域支援事業実施要綱の改正（2020 年５月 29 日付）

（１）ボランティア奨励金（謝礼金）が補助対象経費に

地域支援事業実施要綱の改正により、運転ボランティアを含むボランティアに対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることが可能になった。今後、訪問型サービスＢ・Ｄの補助金について、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助対象経費として追加する市町村が増えるものと考えられる。

●2020（令和２）年５月 29 日付老発 0529 第１号　厚生労働省老健局長通知より

地域支援事業実施要綱「別記１　総合事業」（１）ア（エ）②（ｄ）について

＜改正前＞　補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするが、ボランティアがサービス提供する場合には、その人件費等は補助の対象とすることはできない。また、施設整備の費用（軽微な改修は除く。）、直接要支援者等に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に要する費用、広告・宣伝に要する費用等も対象とすることはできない。運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である。

↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓

＜改正後＞　補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）を補助の対象とすることも可能である。ただし、施設整備の費用（軽微な回収は除く。）、直接要支援者等に対する支援等と関係ない費用（従業員の募集・雇用に要する費用、広告・宣伝に要する費用等）は対象とすることはできない。運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である。

（２）就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置

高齢者の多様な社会参加を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングする「就労的活動支援コーディネーター」を、市町村が配置できることになった（新設）。生活支援体制整備事業の中で配置（予算措置）され、生活支援コーディネーターと連携しながら活動することとされている。

就労的活動は、「役割がある形での社会参加」と表現されており、雇用労働と、有償・無償の支え合い活動の中間的な社会参加の仕方を指している。資格を生かした講師、農作業、配達や販売などのほか、有償運送の運転者などもこの一つと考えられる。

●2020（令和 2）年 5 月 29 日付老発 0529 第 1 号　厚生労働省老健局長通知より

地域支援事業実施要綱「別記３　包括的支援事業（社会保障充実分）」２　（３）

＜新設＞

ウ　就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」を配置することができる。

(ア) 活動内容

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

(イ) 配置

配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

(ウ) 資格・要件

地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者とする。

このように、特定の資格要件は定めるものでないが、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましい。

■介護保険施行規則の改正等

（１）利用者の弾力化

2021（令和 3）年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B 型・D 型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々も対象となった。住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、補助を受けやすくなり、継続利用要介護者の地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しとされている。

（２）サービス単価の弾力化

補助により実施される住民主体サービスにおいて、サービス提供実績が少なかったり変動したりすると、補助額が予防給付を上回るのではないかという懸念から、補助額を低く抑える市町村も散見される。サービス単価の弾力化によって、サービス調整のコーディネーター人件費等の固定費を定額で補助すれば、活動団体は安定した活動ができるようになる。今後このような自治体が増えることが予想される。

●「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（2021/3/9）」より p39

５．介護予防・日常生活支援総合事業等の推進について

（１）介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化等

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画しながら、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものとして、平成 29 年４月から全ての市町村で実施していただいている。

こうした中で、令和元年 12 月に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）（以下「意見書」という。）では、総合事業の効果的な推進に向けて、

・　総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付を受けられることを前提としつつ、弾力化を行うこと、

・　国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、弾力化を行うこと

等の内容が明記されたところである。

これらを踏まえ、令和３年度からは、以下のとおり取り扱うこととしているので、各都道府県においては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。

①　総合事業の対象者の弾力化

総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の対象者については、要支援者及び基本チェックリスト該当者となっているが、意見書を踏まえ、当該事業における補助により実施されるサービス（以下「住民主体のサービス」という。）を継続的に利用する要介護者（以下「継続利用要介護者」という。）についても追加することとし、昨年 10 月に介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）の一部改正を行ったところである。

この改正は、継続利用要介護者の希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするためのものであり、要介護者が継続して住民主体のサービスを利用する場合であっても、介護給付を受けることができることには何ら変更がない点についてご留意いただきたい。

また、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等の取組事例を踏まえ、継続利用要介護者が住民主体のサービスを利用する際の留意事項について、総合事業のガイドラインに盛り込むこととしており、他の改正事項と併せて追ってお知らせするが、具体的には別添資料１の内容を想定しているので、あらかじめご了知いただきたい。

②　国が定めるサービス価格（単価）の上限の弾力化

介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格（単価）については、これまで地域支援事業実施要綱において国が具体的な上限を定めてきたが、意見書を踏まえ、

●「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（2021/3/9）」より p40

国が定める額を勘案して市町村が定めることとし、昨年 10 月に施行規則の一部改正を行ったところである。

また、令和３年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、別添資料２のとおり、介護予防・生活支援サービス事業に係る単価や人員等の基準について見直しを行うほか、地域支援事業実施要綱で定めている単価等（人員等の基準については、平成 30 年 10 月以降の見直し部分に限る。）について新規に告示を制定して規定することとしている。

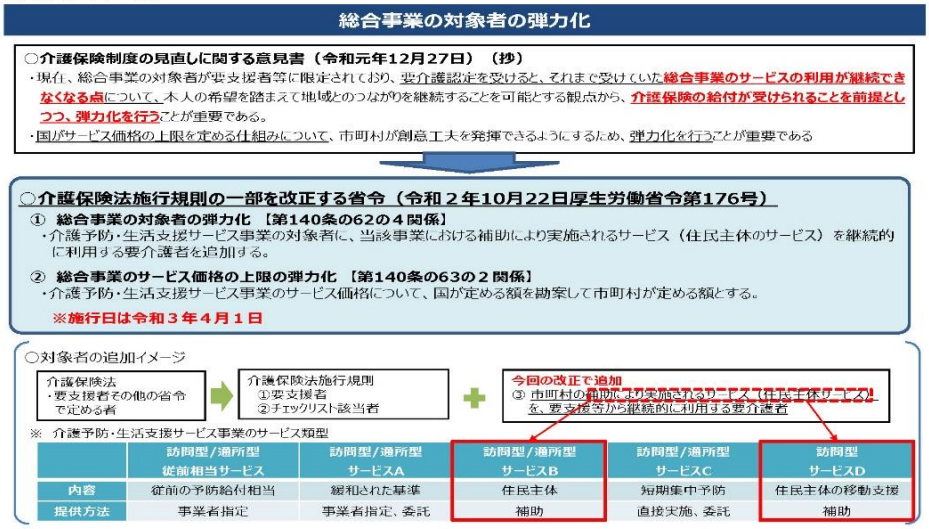

（２）重層的支援体制整備事業の創設

令和２年６月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、従来、各分野（介護、障害、子育て、生活困窮）で行われていた①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、本年４月から施行される。

このうち、地域支援事業に関しては、一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業、地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業について、重層的支援体制整備事業としての実施が可能となるので、あらかじめご了知いただきたい。

（３）総合事業等の充実のための厚生労働省職員の派遣

総合事業等については、高齢者の多様なニーズに対応する仕組みとして、各市町村において地域の実情に応じた様々な取組が進められているが、日頃から各種事業の実施に課題を抱えている市町村や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、通いの場等の再開に向けて課題を抱えている市町村も一定数いる。

このため、本年度、地方厚生（支）局や都道府県とも連携しながら、これら課題を抱える市町村の希望に応じて厚生労働省職員を派遣し、個別の相談支援や実践を通じた継続的な支援等を実施してきたところである。

●「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（2021/3/9）」より p42～p43

【別添資料１】 介護予防･日常生活支援総合事業の補助事業（B型･D型）の対象者の見直しについて①

○　令和３（2021）年４月より、介護予防・日常生活支援総合事業における、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々も対象となります。

○　これにより、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなるなど、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

見直しの内容

【現在】
・総合事業の対象者は「要支援者」「基本チェックリスト該当者」とされています。

・総合事業で、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対して運営費全体を補助するためには、「要支援者」「基本チェックリスト該当者」が利用者全体の過半数である必要などがあります。

【令和３年４月以降】
・令和３年４月からの見直しにより、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）も、総合事業の対象者となります。

・これにより、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、「継続利用要介護者」の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見ることになるため、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等が、市町村による運営費全体の補助を受けやすくなります。

・これは、継続利用要介護者の方々のご希望を踏まえて、地域とのつながりを継続することを可能とするための見直しです。

«住民主体のサービスへの補助の例»
※あくまで例ですので、補助の方法は自治体により異なることがあります。

要支援の方が全体の過半数なので運営費全体が補助される
（5/9→100%補助）

要支援の方が全体の半数未満なので、運営費は利用者数の按分で補助
（4/9→約40%補助）

見直し後は、継続利用要介護者も事業の対象者として、補助の対象にカウントできる
（5/9→100%補助）

介護予防･日常生活支援総合事業の補助事業（B型･D型）の対象者の見直しについて②

見直しに関するQ&A

Q１　総合事業の補助事業とは何ですか？

A１　ボランティアの方々など、住民主体の生活支援等の活動に対し、要支援者等に対するサービス提供を条件として、その運営費等を補助する事業（訪問型サービス(B)や通所型サービス(B)、訪問型サービスD（移動支援）など）です。

Q２　要介護者が、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用すると、訪問介護や通所介護などの介護給付を受けることができなくなってしまうのですか？

A２　総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスの利用によって、介護給付を受けることができなくなることはありません。

Q３　介護給付を受けている要介護者ですが、現在でも、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用しています。令和３年４月の見直しにより、何か変わりますか？

A３　今回の見直しの対象は、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々です。
　要支援等からの継続的な利用ではなく、介護給付を受けている要介護者の方で既に利用している方は、令和３年４月の見直し以降も、特に変わることはありません。

Q４　総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスをこれまで利用したことのない要介護者も利用できますか？

A４　住民主体のサービスは自主的に実施されているものですから、今回の見直しに関わらず、利用の可否についてはそのボランティア団体等と利用者の間で決定されます。
　なお、按分の方法により補助額を決定している市町村においては、継続利用要介護者の方々も含めて利用者全体の過半数であるかを見て、ボランティア団体等に対し、運営費全体を補助するかどうかを決めることになります。

Q５　令和３年４月以降、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用する継続利用要介護者へのケアマネジメントはどのようになりますか？

A５　今回の見直しの対象である継続利用要介護者の方々は、介護給付を受けながら、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスの利用を希望される方々です。
　介護給付を受けているため、居宅介護支援事業者のケアマネジャーがケアマネジメントを行います。

Q６　継続利用であれば、介護給付を受けるようになっても、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを必ず利用できるということですか？

A６　要支援から要介護に介護度が上がったことにより、団体が対応できなくなる可能性もあります。また、団体の判断に加えて、ご本人の希望に基づき、ケアマネジャーがケアマネジメントの中で利用の適切性を判断し、助言を行います。

■社会福祉法の一部改正による「重層的支援体制整備事業」の創設

2020（令和 2）年 6 月に社会福祉法の一部改正が行われ、「重層的支援体制整備事業」が創設された（2021 年 4 月 1 日施行）。市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業で、制度別に設けられた各種支援を一体的に実施することにより分野ごとに行われていた補助を一体的に執行できる重層的支援体制整備事業交付金が交付される。

●「令和２年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料１より p28,p30

新たな事業における３つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ　相談支援

○　介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生　活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○以下の2つの機能を強化
①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ　参加支援

○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
（※2）就労支援、見守り等居住支援　など

○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ　地域づくりに向けた支援

○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○以下の場及び機能を確保
①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援を実施

※　支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

28

事業の実施により何が変わるのか

- 市町村全体で「断らない包括的な支援**体制**」を構築できるようにする。
  新しい「窓口」をつくるものではない。
  - すべての住民を対象に
  - 既存の支援機関を活かしてつくる
  - 構築に必要な「**協働の中核**」「**継続的な伴走支援**」「**参加支援**」の機能・財政支援を強化
- **体制づくり**に必要な費用について、**財政支援を一体的に**行う仕組みにする。
  - 各制度で定められた相談支援機関の**機能を超えた支援**が可能となる。
    （例）　ひきこもりの状態にある方への支援、生活保護受給者の方への支援　など